

中国における悪意による先取り商標対策

～著作権を活用した無効主張～

中国知的財産権訴訟判例解説（第73回）

温州市伊久亮光学有限公司
再審申請人（一審第三者、二審被上訴人）

DAMA公司
被申請人（一審原告、二審上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

企業のブランド価値を高めるためにキャラクタまたはデザイン要素を有するロゴ商標を活用する場合がある。ロゴ商標は、文字の組み合わせに過ぎない文字商標と異なり会社思想に基づく創作性を有する場合があり、適切に保護する必要がある。

本事件ではイタリア企業のロゴデザインが第三者により中国にて出願され、当該第三者に商標権が付与された。

最高人民法院はロゴデザインについての著作権の成立性を認め、当該第三者の登録を取り消した二審判決¹を維持した²。

2. 背景

(1) 登録商標の内容

温州市伊久亮光学有限公司は、サメの図形からなる登録第1316126号商標（126商標）を有している。



126商標

1 北京市高級人民法院（2016）京行終4949号

2 2017年10月27日最高人民法院判決（2017）最高法行申7174号